

令和 8 年度

地震・津波災害 学校防災マニュアル



佐伯市立米水津小学校

目 次

事前の危機管理（備える）

- 1 校内防災委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 防災教育年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 学校及び周辺地域の災害想定・避難場所・・・・・・・・ 4
- 4 避難場所及び避難経路図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 災害時配備体制（休日・夜間時）・・・・・・・・・・ 7
- 6 教職員の緊急連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 7 児童生徒等の安否確認と連絡体制（休日・夜間・登下校時）・・ 12
- 8 施設設備の安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

発生時の危機管理対応（命を守る）

- 9 災害発生時別の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

事後の危機管理体制の整備（立て直す）

- 10 学校災害対策本部の編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 11 災害発生時における被害報告及び緊急連絡先・・・・・・・・ 32
- 12 児童生徒等の保護者への引き渡し・・・・・・・・・・ 34
- 13 学校教育再開に向けての対応・・・・・・・・・・ 36
- 14 児童の心のケアについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

1 学校防災委員会の設置

- 1 学校の防災の充実を図るため、校長を委員長とする学校防災委員会を設置する。
- 2 委員は防災管理者(教頭)をはじめ教務主任(保健主事)、生徒指導主事、臨時養護教諭、児童会担当(防災教育担当)で編成する。
- 3 委員会の開催は定例会と臨時会とし、計画的に開催する。
- 4 学校防災委員会は警報等が発令された時は警戒本部となり、災害が発生した場合は学校災害対策本部とする。
- 5 学校防災委員会は次の事項について審議する。
 - (1)学校防災についての研究・調査に関すること
 - (2)学校防災マニュアルの立案に関すること
 - (3)校舎内外の施設、設備等安全管理に関すること
 - (4)避難訓練をはじめとする防災教育の充実に関すること
 - (5)教職員の研修等に関すること
 - (6)関係機関との連携に関すること
 - (7)学校施設が避難所となった場合の協力体制に関すること
 - (8)その他、学校防災の推進・運営に関すること

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年文部科学省)より一部改変)

<学校防災委員会編制表>

委員名	職名	氏名	平常時担当	災害時担当
委員長	校長	岡田 豊	○総務(庶務)	○災害対策本部長
副委員長	教頭	足立 盛一	・校内防災体制の見直し ・保護者・地域等関係機関との連携体制の構築	○災害対策副本部長 (情報収集等)
委員	教務主任	多田 裕二	○安全管理担当 ・防災についての研究・調査	○安否確認・避難誘導 班長
	生活指導担当	阿南恵美子	○安全管理担当 ・生徒指導 ・施設設備の安全点検	○安否確認・避難・避難訓練、教職員研修誘導
	臨時養護教諭 (防災教育担当)	高野 佳代	○救急担当 ・応急処置研修等の実施 ○防災教育コーディネーター ・推進計画・指導計画の作成 ・避難訓練、教職員研修	○救急医療・救護班長
	体育主任 (保健主事)	久野 美明 園本 幸弘	○児童対応 ・避難訓練、避難誘導	○安全点検・消火班長 ○応急復旧班長

2 防災教育年間計画

(1) 目標と各学年の重点

<目標>

「災害発生時及び事後における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や防災対応能力を養う」

低学年：○自分と身近な人々及び地域との関わりを持ち、適切に行動できるようにする。

○生きることを喜ぶとともに、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つことができるようにする。

○地域の災害に関心を持ち、地震や水害などへの備えが大切であることをわかるようにする。>

中学年：○災害発生時には、大人の指示に従うとともに、自らも安全な行動ができるようにする。

○生命の尊さを感じ取るとともに、家族や友だちなどみんなと助け合うことができるようにする。

○地域の災害の特性を理解し、地震や水害などへの備えについて理解できるようにする。

高学年：○災害の危険を理解し、災害発生時には、自ら安全な行動ができるようにする。

○自他の生命を尊重するとともに、周囲の人々と助け合い、地域に役立つことができるようにする。

○地域の災害発生メカニズムや、防災体制についてを理解できるようにする。

(2) 防災管理・防災教育

月	教科・学級活動等	行事・訓練等	防火管理・組織活動
4	・きまりを守り安全な生活をしよう(学級活動)	・避難路、避難場所の確認 ・避難訓練(地震・津波)	・安全のきまりの確認 ・安全点検年間計画確認 ・避難経路、避難場所の確認 ・危機管理体制に関する研修 ・通学路の安全点検 ・安全点検 ・危険箇所の確認 ・防災研修会
5	・登下校に気をつけよう(学級活動)	・避難訓練(火事)	・校内・運動場の整備 ・安全点検 ・消火設備・警報設備・避難設備の点検 ・建築物、火気使用設備、危険物施設、電気設備の点検 ・引き渡しカード及び避難確認カードの記入 ・防災研修会
6			・安全点検 ・防災研修会
7	・夏休みの過ごし方(学級活動)		・安全点検 ・防災研修会

8			<ul style="list-style-type: none"> ・消火設備・警報設備・避難設備、建築物、火気使用設備、危険物施設、電気設備の総合点検 ・安全点検 ・防災チェック ・防災研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・けがをしないようにしよう (学級活動) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練(不審者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全点検 ・安全点検 ・防災研修会
10			<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・防災研修会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な避難の仕方を身につけよう (学級活動) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・防災研修会
12	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休みの過ごし方 (学級活動) 		<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・消火設備・警報設備・避難設備の点検 ・防災研修会
1		<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練(地震・津波) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全点検 ・防火設備の安全点検 ・安全点検 ・防災研修会
2	<ul style="list-style-type: none"> ・災害と安全を考えよう (学級活動) 		<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・防災研修会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な生活の反省をしよう ・春休みの過ごし方 (学級活動) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・防災研修会 (年間の評価と反省)

(3)避難訓練

定期的な訓練は、教職員・生徒の防災に関する意識や認識を高めるために、極めて有効である。その目的が達成できる避難訓練を行うために、以下の点に留意し計画を立て、実施する。

- ① 発生時刻や被災の程度、授業中・休み時間。放課後等様々な場面を想定した実践的な避難訓練を工夫する。
- ② 在校時、登校時、在宅時の避難場所・避難経路の確認をしておく。
- ③ いろいろな場面を想定し、生徒の保護者への引き渡し方法を検討しておく。
- ④ 地域の防災組織との連携を図り、防災意識を高める。

<指導案例>

地震避難訓練実施計画

- 1 日時 令和2年〇月〇日() 第〇限
- 2 目的 (1)地震に対して、冷静な判断をして身の安全を守ることができる。
(2)地震発生時の初期避難の対応を徹底し、被害を最小限に食い止めることができる。
- 3 想定 午後〇時〇分 地震発生(余震と津波の恐れがある)
- 4 訓練過程

時間	児童の動き	教師の動き	留意事項・評価
2分	1 放送による第一報を聴く。	○机の下にもぐるように指示をする。 ○担任は出口を確保し、火気始末をする。	・本部より第一報を放送する。 ・生徒が机の脚をしっかりと持つ。
5分	2 放送による第二報を静かに聴く。 (1)避難指示を聴く。 (2)指示に従って、静かに避難する。	○出席簿を持つ。 ○放送を静かに聴かせる。	・本部より第二報を放送する。 ・避難本部を設置する。(グラウンド)
10分	3①玄関に避難する。 ②普門庵観音堂に避難する。 ③避難路山中に移動する。 (1)講評を聴く。 (2)教室に戻る。 (3)反省を行う。	○確実に点呼し、報告をする。	・機敏な行動をとらせる。

- 5 評価 ○指示により、避難経路を使って、静かに落ち着いて避難することができたか。
- 6 備考 (1)本部 ① 職員室(後にグラウンド)に設置し、適切な指示を与える。
② 放送施設が使用できないことも考慮に入れる。
(2)救護 ① 救急用品の持ち出しをしておく。
② 人員確認とともに、ケガなどの状況も確認をする。
- 7 その他 (1)雨天時は避難場所を体育館とする。
(2)出欠黒板の記入を朝、確実にできるように日頃から徹底する。
(3)避難の仕方については、家庭にも周知し、様々な場面での避難場所を共通理解させておく。

3 学校および周辺地域の災害想定および避難場所

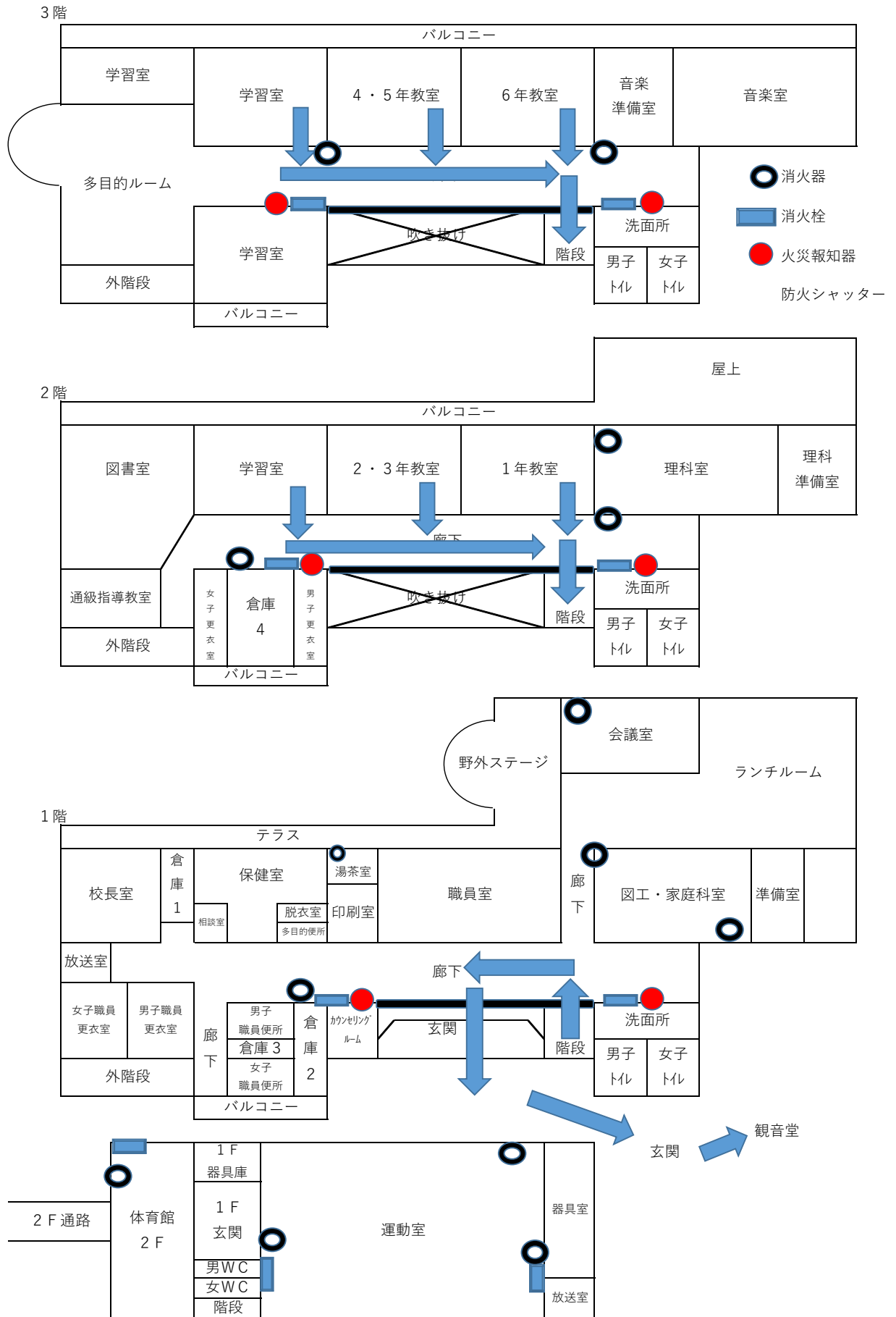
(1) 学校

災害項目	被害想定	避難場所
火 災	<p><火元確認場所> ○家庭科室・理科室・給湯室</p>	①グラウンド ②体育館(雨天時等の場合)
地 震	<p><大地震が発生した場合> ○倒壊の恐れ ○各教室・各特別教室は、ロッカー・棚の転倒の恐れ</p>	①グラウンド ②体育館(雨天時の場合)
津 波	<p><南海トラフ地震発生の場合> 地震発生後、28分で津波到着 最大津波高12.06m(浦代浦)</p>	(避難目標時間 10分) ①普門庵観音堂(23.2m) ②避難路山中
土砂崩れ	<p>○学校に隣接する体育館側の山は急傾斜地崩壊危険箇所指定されている。</p>	①校舎3階 ②米水津地区公民館 ③米水津振興局
土石流 (洪水)	<p>○学校に隣接する体育館側の山は土石流危険溪流に指定されている。</p>	①校舎3階 ②米水津地区公民館 ③米水津振興局

(2) 学校周辺の災害時避難所

避難所	場 所
避難場所	①小学校玄関(外)
指定避難所	②普門庵観音堂(海拔23.3m)

(4) 消火設備・避難器具設置図



(2) 校外の避難場所・避難経路図

● 普門庵観音堂 (海拔 23.3 m)



☆ → . . . 2次避難経路

5 災害時配備体制（休日・夜間時）

（1）危機管理配備体制

配備体制	災 害		教職員の参集（配置）と対応
	風水害	地震・津波	
警戒体制	警報 大雨・洪水 暴風・暴風雪	震度 4	<p><教職員> 校長・教頭</p> <p><対応></p> <p>①施設設備の被害状況の確認・報告</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 教頭→校長→市教委 </div> <p>②（状況により）児童の安否確認・報告 *復元は市教委報告後に行う</p> <p>③（状況により）授業有無の決定と市教委への報告</p> <p>④児童・家庭への連絡</p>
特別警戒体制	相当規模の被害の発生又はその恐れのある場合	震度 5（弱） 津波警報	<p><教職員> 校長・教頭・教務主任 （出勤が可能な教職員）</p> <p><対応></p> <p>①施設設備の被害状況の確認・報告</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 教頭→校長→市教委 </div> <p>*復元は市教委報告後に行う</p> <p>②（状況により）児童の安否確認・報告</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 担任→教頭→校長→市教委 </div> <p>③（状況により）授業有無の決定と市教委への報告</p> <p>④児童・家庭への連絡</p>
非常体制	甚大な被害の発生又はその恐れがある場合	震度 5（強）以上 大津波警報	<p><教職員> 校長・教頭・教務主任（全員参集）</p> <p>①他の教職員は自宅待機</p> <p>②校長・教頭から連絡があれば参集 原則、学校に出勤。出勤できない場合は、途中の情報を持って最寄りの期間等へ仮配備し、校長に報告・指示を受ける。</p> <p><対応></p> <p>①教職員の安否被害確認・報告</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 連絡網→教頭→校長→市教委 </div> <p>②児童の安否確認・報告</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 担任→教頭→校長→市教委 </div> <p>③施設設備の被害状況の確認・報告</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 教頭→校長→市教委 </div> <p>*復元は市教委報告後に行う</p>

(2) 地震・津波に対応する教職員の基本行動

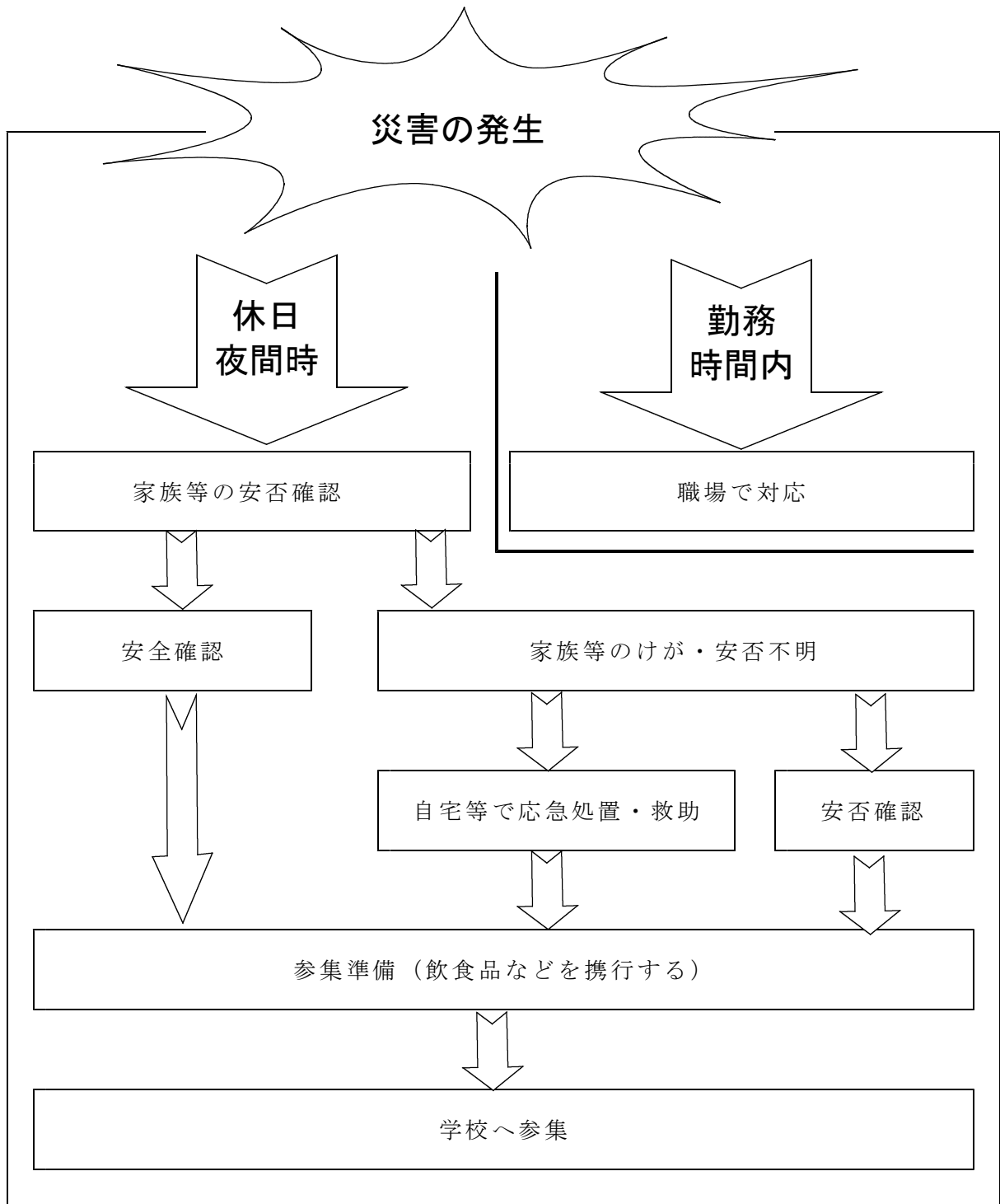
① 生徒在校時

災害の程度	管理職	教職員	生徒の動き
原則として <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">震度 5 弱</div> 以上の地震が 観測された時	学校災害対策本部設置 ・授業継続、打ち切り の判断 ・関係機関へ状況報告	・生徒への避難指示 ・地震や津波等の情報 収集 ・交通機関運行確認 ・安全確認 ・被害調査	・指示を受け、安全な 場所へ避難 ・授業継続又は安全確 認後 → 集団下校 ・バスの運行により、 保護者引き取りも有。

② 夜間・休日等

災害の程度	管理職	教職員	参集後の業務
原則として <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">震度 5 弱</div> 以上の地震が 観測された時	・学校災害対策本部長 と副本部長は学校に 参集し、学校災害対 策本部を設置。 ・必要に応じて教職員 に対し学校への参集 を連絡する。	・教職員は自宅で待機 する。 ・学校災害対策本部か ら連絡があった場合、 家族の安全を確認し た後、学校に参集す る。	・生徒の安否確認 ・施設の安全確認 ・災害対策業務
原則として <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">震度 6 弱</div> 以上の地震が 観測された時		・警報の解除を待ち、 家族の安全を確認し た後、勤務校に参集 する。	

(3) 教職員参集時の動き



- 参集時は、機能的な服装を着用し、身分証明書・飲料水・非常食・着替え・常備薬を携行する。
- 参集できない場合は、参集できない理由を管理職へ連絡をする。参集できる状況になったら、速やかに参集する。

(2) 災害時伝言ダイヤル171

大災害が発生した場合は、安否確認や問い合わせ等の電話が殺到することで、電話回線が混乱し、つながりにくい状況になる。

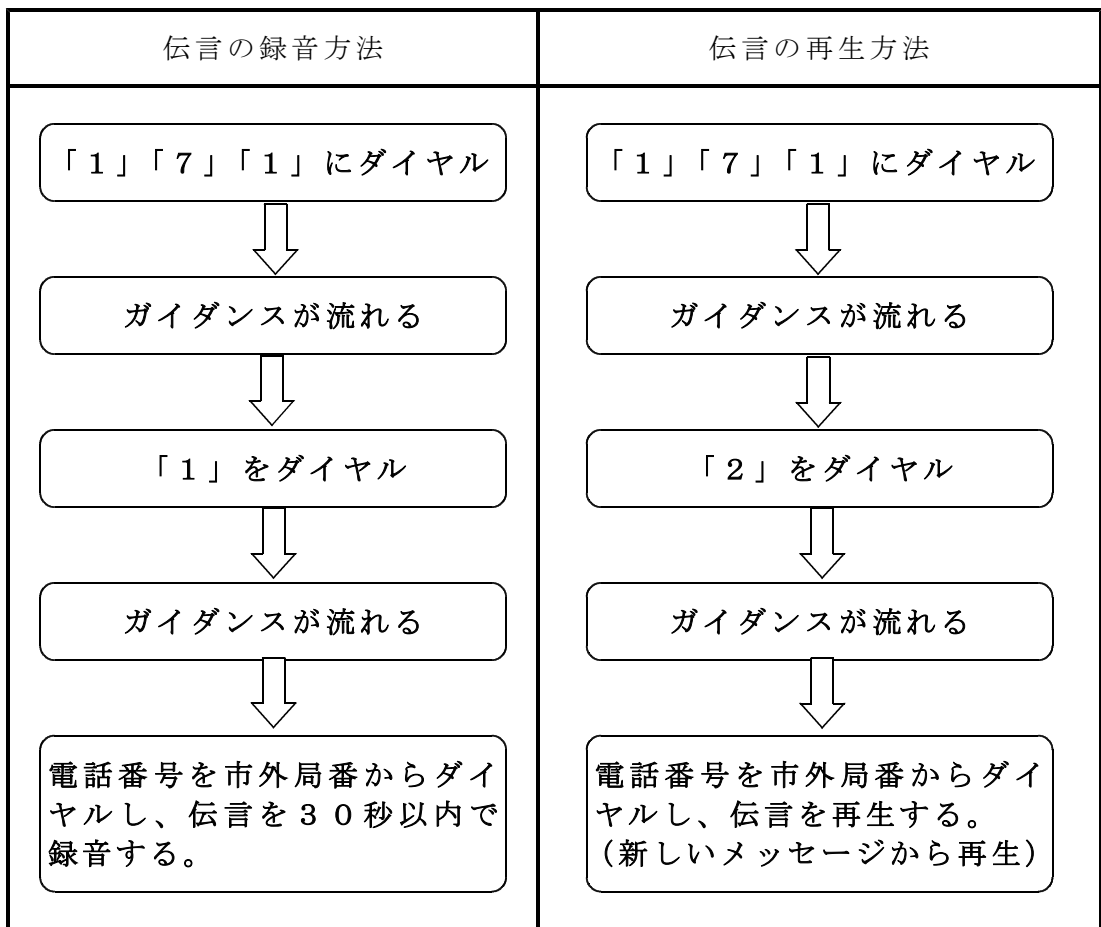
災害用伝言ダイヤルは、被災地エリアで使用できるサービスで、電話番号をメールボックスにして、安否などの情報を音声によって登録・確認できるサービスとして活用できる。

① エリアの決定

震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でNTTが「171（災害伝言ダイヤル）」を設置したことや、利用方法・伝達登録エリアを都道府県単位で知らせられる。

② 利用方法

ア 伝言の録音・伝言の再生方法



- イ 伝言の録音時間
1 伝言あたり30秒以内
- ウ 伝言の保存期間
録音時から48時間
- エ 伝言の蓄積数
1番号あたり1～10件

7 児童の安否確認・連絡体制（休日・登下校時・夜間時）

（1）地震発生の場合

震度	安否確認	連絡手段
震度4以下	×行わない	×行わない
震度5（弱）	△被害状況により本部長（校長）が判断する。	連絡手段順位 ①電話連絡 ②家庭訪問 ③避難所訪問
震度5（強）以上	○全員行う	

（2）安否確認時の内容

- ① 生徒及び家族の安否、ケガ等の有無
- ② 被災状況（生徒の様子・困っていることや不足している物資等）
- ③ 居場所・今後の連絡先・連絡方法 他

（3）避難場所の確認方法

- ① 事前に保護者が記入し、学校に提出している下記のカードで確認する。

令和8年度【避難場所確認カード】			
		記入日	月 日現在
学年	年	児童氏名	

(保護者氏名)			

緊急連絡先①		(続柄)	
_____		_____	
②		(続柄)	
_____		_____	

避難場所	自宅にいる時 (家族と一緒に)	場所	
	登下校時	場所①	場所②
	在校時	場所①	場所②

8 施設設備等の安全管理

(1) 施設設備等の安全点検

① 定期の安全管理

- ・施設管理責任者（防火管理者・火元責任者）一覧による毎月の安全点検と併せて、防災点検を毎年5月、8月、12月、2月に実施する。

② 臨時の安全点検

- ・運動会・文化祭等の学校行事の前後、暴風雨・地震・津波・近隣での火災等の災害時に応じて実施する。
- ・安全性に関する新たな知見が示された際など、佐伯市教育委員会教育総務課学校施設管理係の指示に従い実施する。

③ 日常の安全点検

- ・授業日ごとに児童が最も多く活動を行う箇所について点検を実施する。
- ・日々活動する中で、施設設備の不具合を見つけ、危険箇所の把握に努める。

④ 避難経路・避難場所・通学路危険箇所の点検

- ・校内避難経路の点検
毎月実施する。
定期の防災点検日（5月、8月、12月、2月）に併せて、詳しい点検を実施する。
- ・校外避難場所、避難経路、通学路危険箇所の点検
定期に行われる通学路点検（4月、9月、1月）に併せて実施する。

⑤ その他（学校施設設備の状況整理）

- ・校舎図・電気配線図、水道配管図、電話配線図等の整理

(2) 安全対策の実施

- ① 施設設備の安全点検後の対策について、ロッカー、棚などの固定、書棚等の上に重量物を置かない、薬品等の防止対策等、学校で可能な対策については速やかに実施する。

(3) 非常持ち出し品・備蓄品の点検

① 非常持ち出し品（発災後、すぐに避難場所に持ち出す物品）

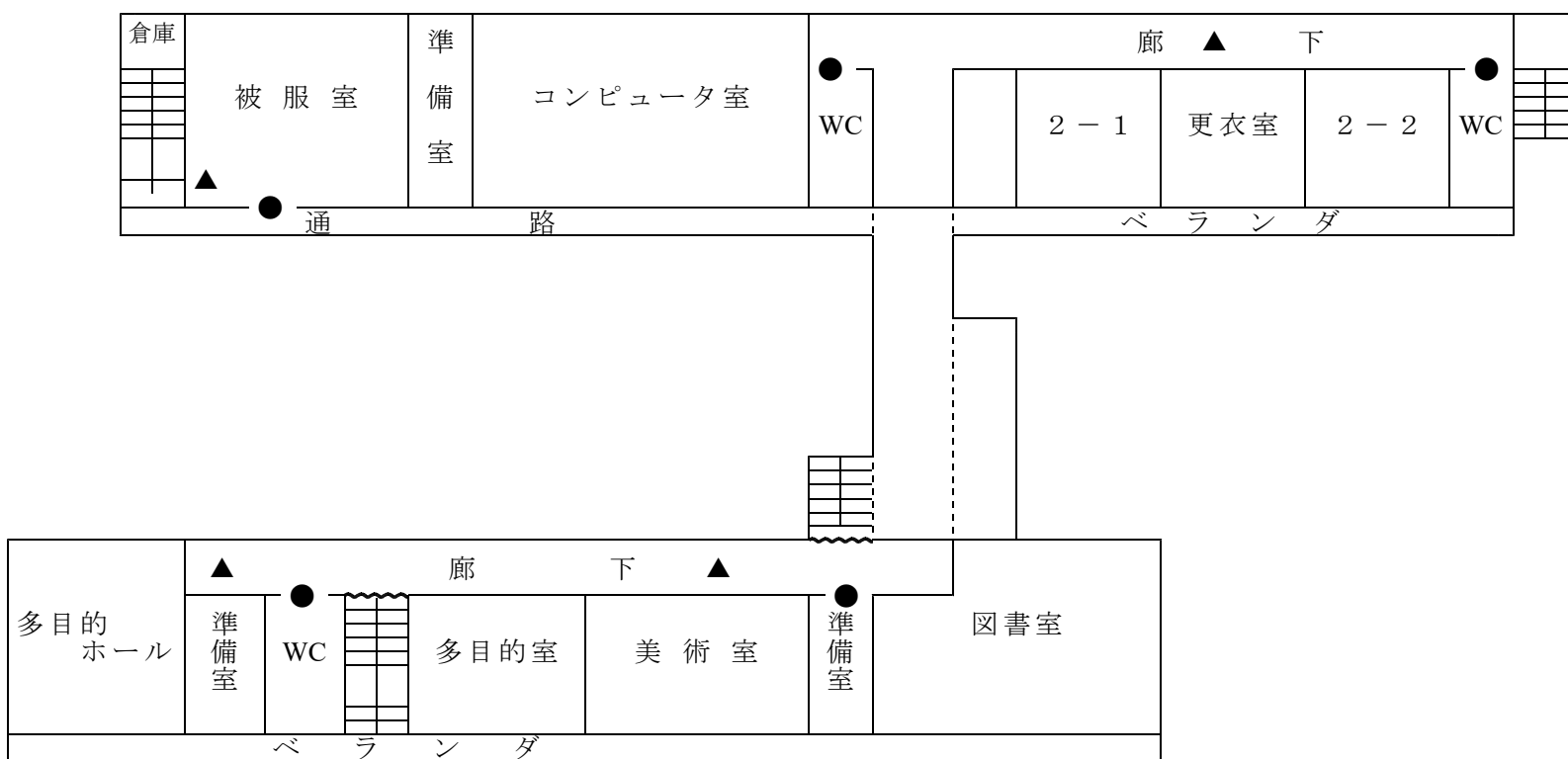
	項目	保管場所	管理責任者	備考
1	持ち出しセット	職員室	教頭	マニュアル・児童名簿・ラジオ ハンドマイク・引き渡しカード
2	出席簿	職員室	学級担任	出席簿・児童個人票 緊急連絡網
3	救急用品一式	職員室／保健室	臨時養護教諭	
4				
5				

② 備蓄物品管理表（校内にある物品の保管場所）

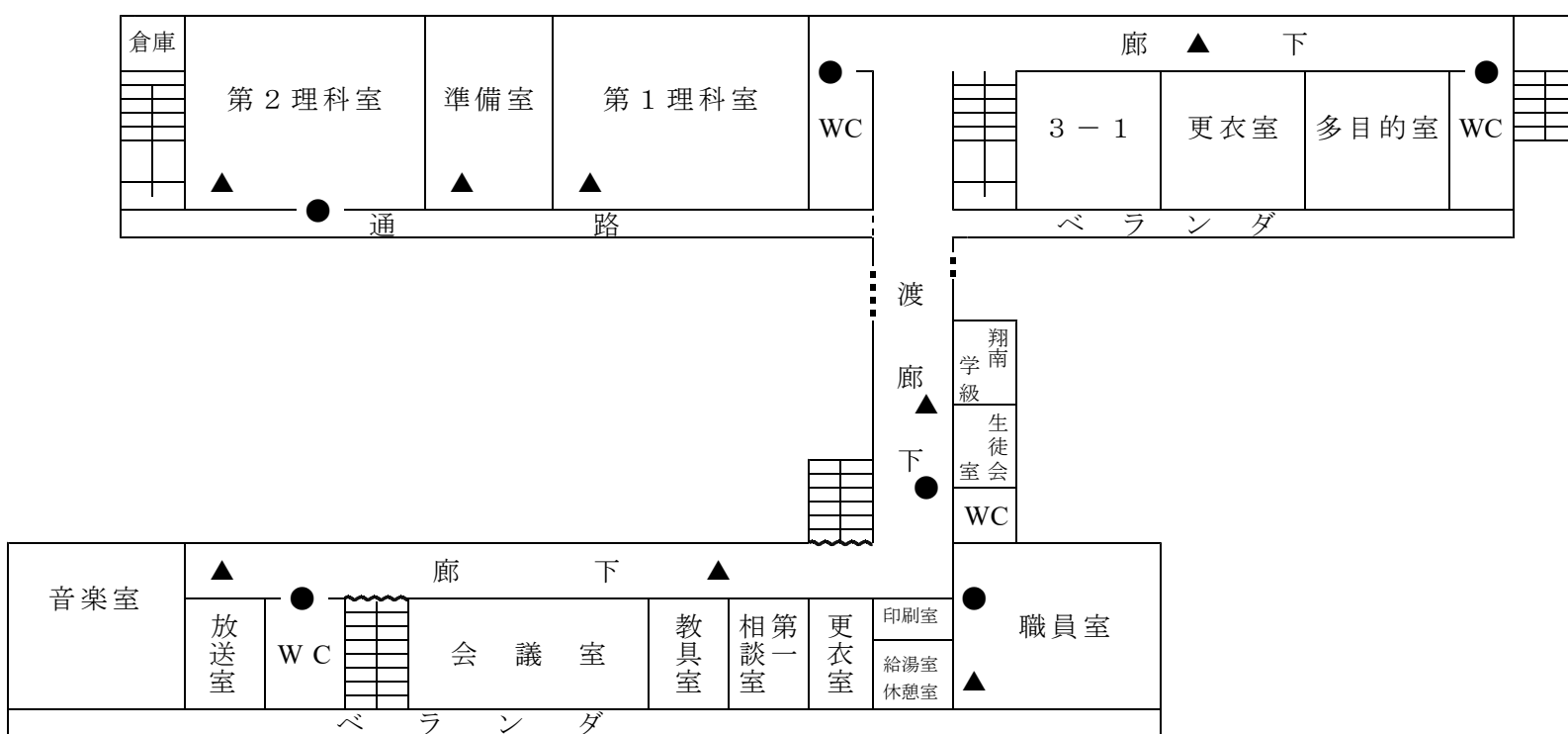
	備蓄品名	数量	保管場所	使用期限	管理責任者	備考
救急・救助用品	救急医薬品		保健室・職員室		養護教諭	
	救急用品一式		保健室		養護教諭	
	A E D	1	正面玄関		養護教諭	
	担架	2	正面玄関・職員室		養護教諭	
	車いす	1	保健室		養護教諭	
	毛布	2	保健室		養護教諭	
	ハンマー	多数			教頭	
	のこぎり	多数			教頭	
通信用備品等	携帯ラジオ		職員室		教頭	
	トランシーバー	4	職員室		教頭	
	懐中電灯・乾電池	多数	事務室倉庫		教頭	
誘導用備品等	ハンドマイク	2	職員室		児童担当	
	軍手	多数	事務室		児童担当	
	ロープ	多数	事務室・職員室		児童担当	
	ホイッスル	多数	職員室		全職員	
飲食品	水				教頭	
	非常食料		職員室		教頭	
その他	バケツ				養護教諭	
	簡易トイレ				養護教諭	
	ブルーシート				教頭	
	引き渡しカード 児童名簿					

(4) 消火設備・避難器具配置図

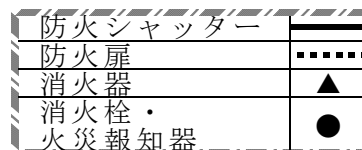
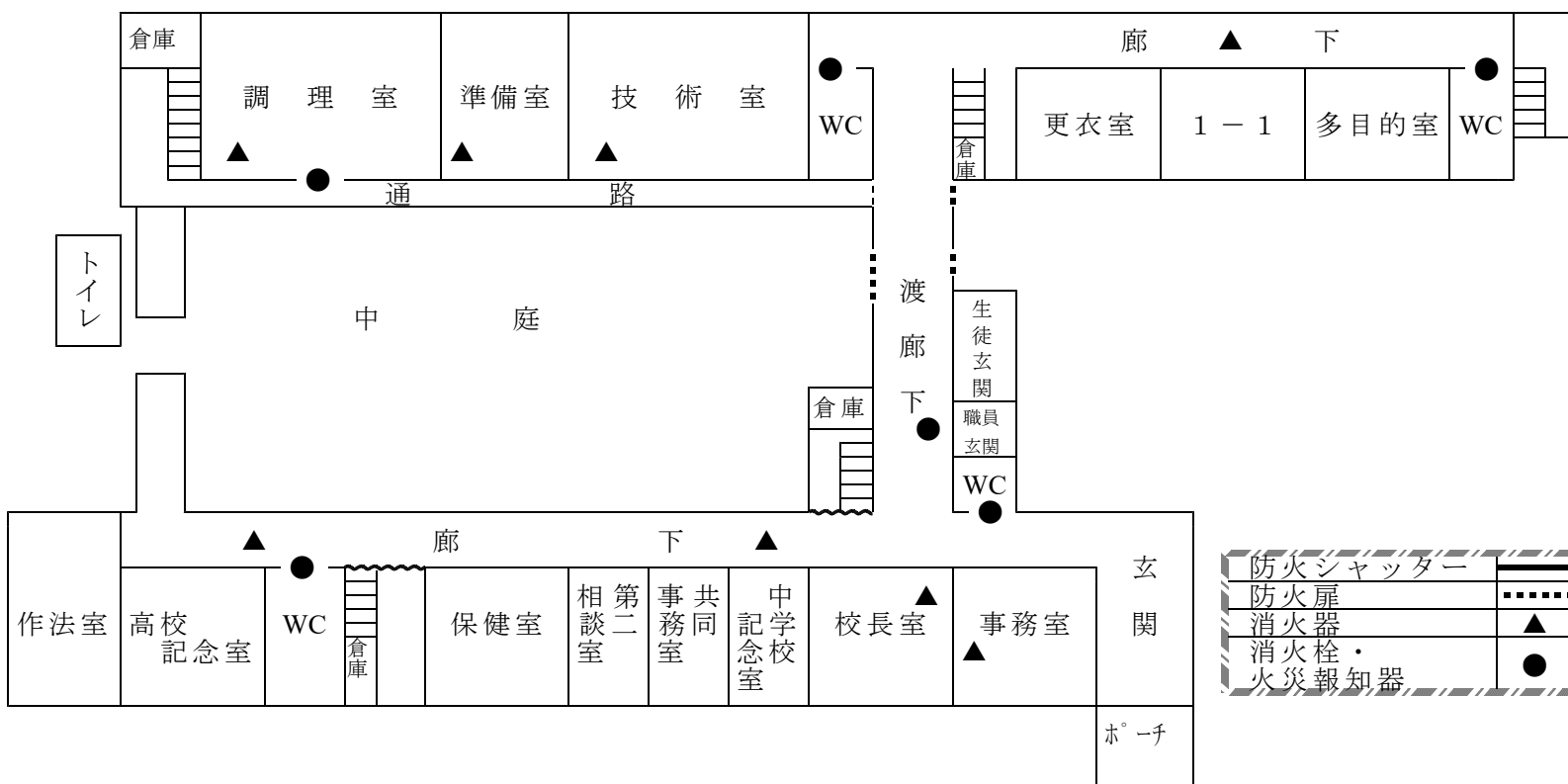
三階平面図



二階平面図



一階平面図



(5) 地震対策チェックリスト

記入期日 (平成 年 月 日)

		点 検 内 容	確 認
施設設備	1	廊下等の避難の妨げとなる障害物を取り除いている。	
	2	消火器や避難誘導の設備点検を定期的に行っている。	
	3	スタンドピアノや大型音響機器等の転倒防止をしている。	
	4	特別教室（図書室・理科室・家庭科室・音楽室・ランチルーム）の棚の転倒防止をしている。	
	5	非常持ち出し品・備蓄品の点検・安全対策を定期的に行っている。	
	6	教室・職員室・特別教室のテレビの落下防止をしている。	
	7	ガラスの飛散防止をしている。	
組織体制	8	学校防災組織や教職員の役割分担を明確に行っている。	
	9	地震発生後の参集体制や配備体制が教職員に周知されている。	
	10	避難経路、避難場所が教職員に周知されている。	
	11	特別な支援が必要な児童の個別の避難方法について、すぐに対応できるように訓練している。	
	12	関係機関との連絡体制が整備されている。	
教育訓練	13	防災訓練を計画的に実施する。	
	14	年間計画に基づき、計画的に防災訓練を実施している。	
	15	地域と連携した防災訓練を実施している。	
書類	16	児童の引き渡しカードを作成している。	
	17	非常持ち出し品、生徒等の名簿がすぐ持ち出せるようになっている。	
児童	18	児童、保護者との連絡体制を整備している。	
	19	児童の通学方法を把握している。	
周辺環境	20	校地・運動場及び周辺の状態について、把握している。	
		・斜面崩壊の可能性がないか。	
		・土石流発生の可能性がないか。	
		・グラウンド縁辺部のひび割れ、崩壊の可能性がないか。	

② 各教室で

	状況時系	教 室	
		担任・授業担当教師	生徒
災害発生	発生直後の危険回避	危険回避指示	机の下にもぐりなさい。頭を守りましょう。
		避難口確保 火災予防	出入口ドア 火気・火元・電源
避難	児童の掌握	児童の安全確認と掌握	(次の放送まで) そのままで。ケガをした人はいませんか。
	避難準備	本部の指示を待つ	<ul style="list-style-type: none"> ・動けないケガ人がいる場合は、隣接教師に連絡と誘導を依頼。 ・パニックに陥らないように、絶えず励ましの声をかけ、不安を緩和させるようにする。
	避難誘導	避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・頭を守って避難しなさい。 ・「お・は・し・も」の原則
待機	人員確認	人員確認・報告 行方不明者→捜索依頼 負傷者→応急手当依頼 待機者	<ul style="list-style-type: none"> ・そのまま静かに待ちなさい。 ・児童に寄り添い、対話で緊張・不安を和らげる。

③ 体育館での活動中

<p>○ 予想される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水銀灯、蛍光灯、ステージ照明、スピーカー、緞帳、バスケットゴールが落下してくる。 ・ フロアが弓なりになり格納庫から物が飛び出してくる。 ・ プールでは大きな波が起こり、おぼれる危険性がある。 		<p>○ これだけは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身の安全を守る ・ 勝手に飛び出さない ・ 出口を確保する ・ 落ち着いて教職員の話をよく聴く ・ 放送に耳を傾ける 	
状況	基本行動	生徒の行動	教職員の行動・指示
グラツときたら	身の安全・避難口の確保・危険物の処理	<p>災害発生 第一報<放送></p> <p>「地震発生 指示に従って行動しなさい。」</p>	
		<p>< 体育館での活動中 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央部に集まる。 ・ 手で頭を守る。 ・ 立っていると危険なので床に伏せる。 ・ 窓や出口のドアを開ける。 ・ 中央でも危険な状態の場合は柱に寄り添う。 	<p>「中央部に集合しなさい。」</p> <p>「身を低くしなさい。」</p> <p>「外に出てはいけません。」</p> <p>「先生はここにいるので落ちついて行動しなさい。」</p>
揺れがおさまったら	避難	<p>災害発生 第二報<放送></p> <p>「落ち着いて先生の指示に従って行動（避難）しなさい。」</p>	
		<p>本部の指示を待つ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飛び出さない。 ・ 窓やドアを開ける。 ・ コンセントを抜く。 ・ 避難口を確保させる。
	人員確認	<p>頭を保護しながら避難する。</p> <p>火災発生時は鼻と口を覆う。</p> <p>「おさない」</p> <p>「はしらない」</p> <p>「しゃべらない」</p> <p>「もどらない」</p>	<p>「静かについてきなさい。」</p> <p>「頭をかばいなさい。」</p> <p>* 本部からの指示がない場合は、自らの判断で安全な場所に誘導する。</p> <p>* けがなどは救急医療・救護班に連絡。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級ごとに整列する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名簿等により人員確認 ・ 本部へ報告
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童に寄り添い、対話で緊張や不安を和らげる。

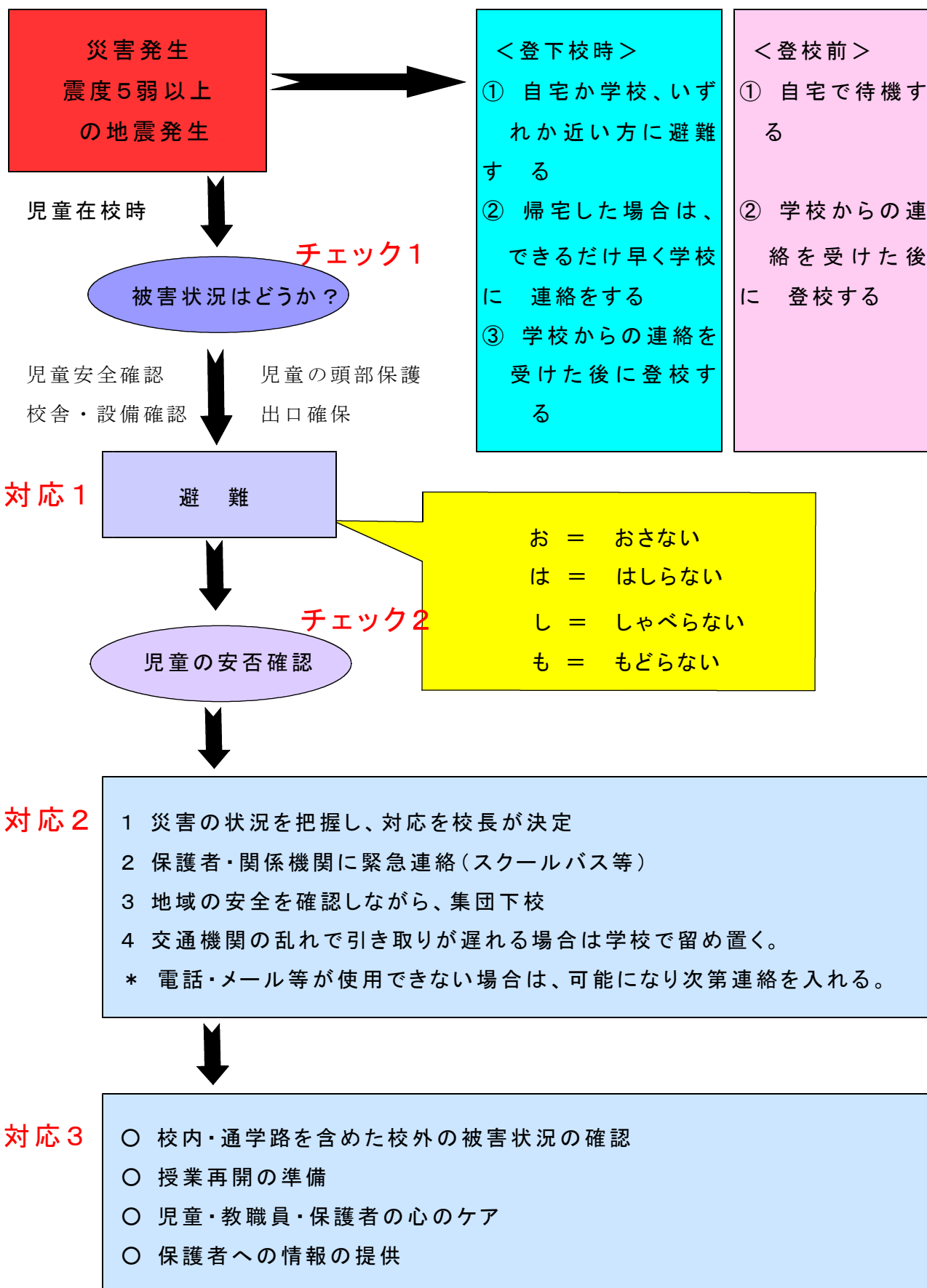
(3) 休憩中の対応 (休み時間)

<p>○予想される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教室などと同じ。 ・逃げなければという心理から、出口や階段等に殺到し、二次災害を引き起こす。 ・児童の掌握が難しい。 		<p>○これだけは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身の安全を守る ・勝手に飛び出さない ・出口を確保する ・落ち着いて教職員の話をよく聴く ・放送に耳を傾ける 	
状況	基本行動	生徒の行動	教職員の行動・指示
<p>グラツときたら</p> <p>揺れがおさまったら</p>	<p>教室では</p> <p>体育館では</p> <p>校庭では</p> <p>廊下では</p> <p>その他の校舎内では</p>	<p>災害発生 第一報<放送></p> <p>「地震発生 指示に従って行動しなさい。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出口を開ける。 ・ 外へ出ない。 ・ 机の下にもぐる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央部に集まる。 ・ 柱や壁に身を寄せる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校庭の中央に集まる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓際から離れ、姿勢を低くして頭をかばう。 ・ 近くの教室に避難する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ドアを開けて、身を低くして待つ。 ・ 姿勢を低くし、壁に身を寄せる。 <p>本部の指示を待つ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当の教室や場所にかけてつける。 ・ 児童の掌握に努める。 ・ 建物の構造、体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添うようにする。 ・ 避難口を確保するために、窓やドアを開けさせる。 ・ 校外に飛び出さないように指示する <p>○教職員がその場にいなくても左記の行動が自ら安全にとれるように指導しておく。</p>
	<p>避難</p> <p>人員確認</p>	<p>災害発生 第二報<放送></p> <p>「落ち着いて先生の指示に従って行動（避難）しなさい。」</p> <ul style="list-style-type: none"> 頭を保護しながら避難する。火災発生時は鼻と口を覆う。 「おさない」 「はしらない」 「しゃべらない」 「もどらない」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学級ごとに整列する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員がかけてつける。 <p>「静かについてきなさい。」</p> <p>「頭をかばいなさい。」</p> <ul style="list-style-type: none"> * 本部からの指示がない場合は、自らの判断で安全な場所に誘導する。 * けがなどは医療救急・救護班に連絡。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名簿等により人員確認 ・ 本部へ報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童に寄り添い、対話で緊張や不安を和らげる。

(5) 校外での活動時の対応 (学校外での諸活動中)

<p>○予想される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理に不案内なことに伴う混乱 ・看板の落下、塀の崩壊、ガラスや瓦の発散、電線の垂れ下がりなど ・海岸や河川では、津波や堤防決壊 ・山間部では、崖崩れ ・電車やバスでは脱線、異常な振動、荷物の落下 		<p>○これだけは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勝手な行動はしない ・建物、電柱、ブロック塀などから離れ、安全な場所へ移る ・交通機関を利用している時は、周囲の指示をよく聴き、集団で行動する 	
状況	基本行動	生徒の行動	教職員の行動・指示
<p>グラツときたら</p> <p>揺れがおさまったら</p>	<p>身の安全・避難口の確保</p>	<p>地震発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険場所から離れる。 ・揺れがおさまったら広く安全な場所へ移る。 ・周囲の人の指示をよく聴く。 	<p>「身を低くしなさい。」</p> <p>「静かに待ちなさい。」</p> <p>「先生はここにいます。」</p> <p>「近くの人と一緒にいなさい。」</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・教師集団から離れない。 ・集団で行動する。 	<ul style="list-style-type: none"> * 交通機関の利用時は係員の指示に従う。 * 引率教員間の連絡を密にする。 * 放送をよく聴く。 * 学校への機敏な連絡体制を取る。 <p>○前もって係を決めておくことが役立つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに火気、ガス、電気等の後始末をさせる。
<p>修学旅行などで宿舍滞在中</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・宿舍の避難経路を知り、確認しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・集団から離れずに行動する。 	<p>災害発生の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の避難場所に移動させる。 ・人員確認を行う。 ・学校との連絡体制をとる。

③災害時の対応（基本）



- ②スクールバスの対応（R1.5 佐伯市教育委員会スクールバス等緊急事態発生時対応マニュアルより）
ア 気象災害に係る緊急事態マニュアル

1 登・下校中に気象災害が発生した場合

(1) 運行可能な場合

① 登校中の場合

- ア 運転手は運行管理責任者に連絡し、そのまま運行するのか、児童を自宅に戻すのかの指示を受ける。連絡不通の場合は、原則として学校に向かう。
- イ 運行管理責任者からの指示を受けながら、児童が動揺しないよう安全に十分配慮し、運行する。
- ウ 状況に応じ、警察・消防等の指示を受け運行する。

② 下校中の場合

運行管理責任者と連絡を取りながら運行する。連絡不通の場合は、原則として自宅に向かう。

(2) 運行不可能な場合

- ① 周りの車両に注意しながら減速し、安全な場所に停車する。
- ② カーラジオ等で情報（緊急災害速報等）を受信するとともに、児童を落ち着かせる。
- ③ 停車位置、車内の状況（児童の健康状態等）を運行管理責任者に報告するとともに、必要があれば救急車の出動要請を行う。
- ④ 学校の対応
- ア 校長は対策体制を作る。
- イ 児童の出・欠席を確認し、乗車している児童と照合して確認を取る。
- ウ 停車位置、付近の避難場所を確認する。
- エ 地図等に停車場所や避難場所を記録し、スクールバスが移動した場合は追記する。
- オ 保護者に停車位置、児童の状況、引き渡し場所等を連絡する。保護者と連絡が取れない場合は、学校又は最寄りの避難場所に保護する。
- カ 教職員は、必要に応じ、停車場所に赴き、物資の差し入れや最寄りの防災機関・医療機関等との連絡・調整等、必要な支援を行う。

2 在校中に気象災害が発生した場合

(1) 運行可能な場合

運行管理責任者からの指示を受けながら、児童が動揺しないよう、安全に十分配慮し、運行する。

(2) 運行不可能な場合

- ① 校長は対策体制を作る。
- ② 保護者と連絡を取る。
- ③ 引き渡し時間・場所等について、保護者と確認し合う（例：保護者の迎えにより帰宅等）
- ④ 保護者と連絡が取れない場合は、学校又は最寄りの避難場所に保護する。

3 運行に係る事前協議

気象災害に係る対応については、予めスクールバスの運行について状況判断が要求されるので、この場合、状況判断の協議については、学校と運行管理責任者において行うこととし、教育委員会へは随時報告すること。

《事例》

- 台風の接近及び通過後
- 大雨による土砂崩れ等により道路の通行が危惧される場合
- 積雪及び凍結により路面の状況が悪く、スクールバス・スクールタクシーの運行が厳しい場合
- など

1 停める

- ① ハザードランプを点灯し、周囲の安全を確認後、交差点を避け道路左側（原則）に停車する。
※停車場所が危険箇所（ブロック塀脇、崖下、橋上、高架下、トンネル坑口、海岸沿い等の津波危険箇所、火災危険区域、液状化危険地域等）の場合は、ハザードランプを点灯のまま、最寄りの安全な場所（児童の避難に最適な場所）まで移動し停車する。
- ② 児童の安全確保を最優先とするので、エンジンは切らず、生徒は乗せたまま、いつでも退避できる体勢で揺れが収まるまで様子を見る。
- ③ 児童に地震が発生し、停車したことを説明し、落ち着かせる。

2 確かめる

- ① カーラジオ、エリアメール、IP無線、防災告知放送等で情報（緊急災害速報等）を受信する。
- ② 現在地の確認
- ③ 児童の安否の確認（人数・負傷者の有無・怪我の程度等）
※負傷者がいる場合は怪我の程度により初期的な救急治療及び必要に応じ救急車の出動を要請する。大規模災害時は救急車の要請が集中し、応じてもらえない場合があるので、近隣住民や退避中の一般車両に搬送を依頼する等、臨機応変に対応する。
- ④ 道路及び周辺の被災状況の確認（運転席から視認できる範囲の状況）

3 知らせる

- ① 児童に、
 - ア 避難できる状況になれば安全確認後に降車してもらう予定であること
 - イ 現在地での降車が危険な場合は、最寄りの安全な場所まで移動する場合があること
等を説明する。
- ② 運行管理責任者に、現在地、児童の安否（人数・負傷者がいる場合は怪我の程度と措置状況等）、道路及び周辺の被災状況等を報告する。
- ③ 津波注意報・津波警報・大津波警報が発令された場合は、『津波の大きさ』『津波の到達時間』を確認し、直ちに避難を開始する。
避難場所は高台を原則とし、平素の乗務中に把握しておくこと。

※津波到達時間までに時間的余裕がない場合は、

『津波がきます。車を降りて避難しますので、車が停まったら、私についてきてください。』と告げ、エンジンを切り、キーはつけたまま、広場等にスクールバスを乗り捨てて、児童を誘導し、避難する。

4 導く

- ① 降車する場合は、最も安全と思われる場所（避難場所の近く。海岸付近では最寄りの高台等、高所への避難が容易な場所。高速道路やトンネル内では非常退避口の近く。）で、児童の降車を誘導する。
- ② 乗務員が安全と判断して児童を降車させる場合の順番は、
 - ア 比較的元気な児童
 - イ 手助けが必要な児童
 - ウ 乗務員となるように誘導する。

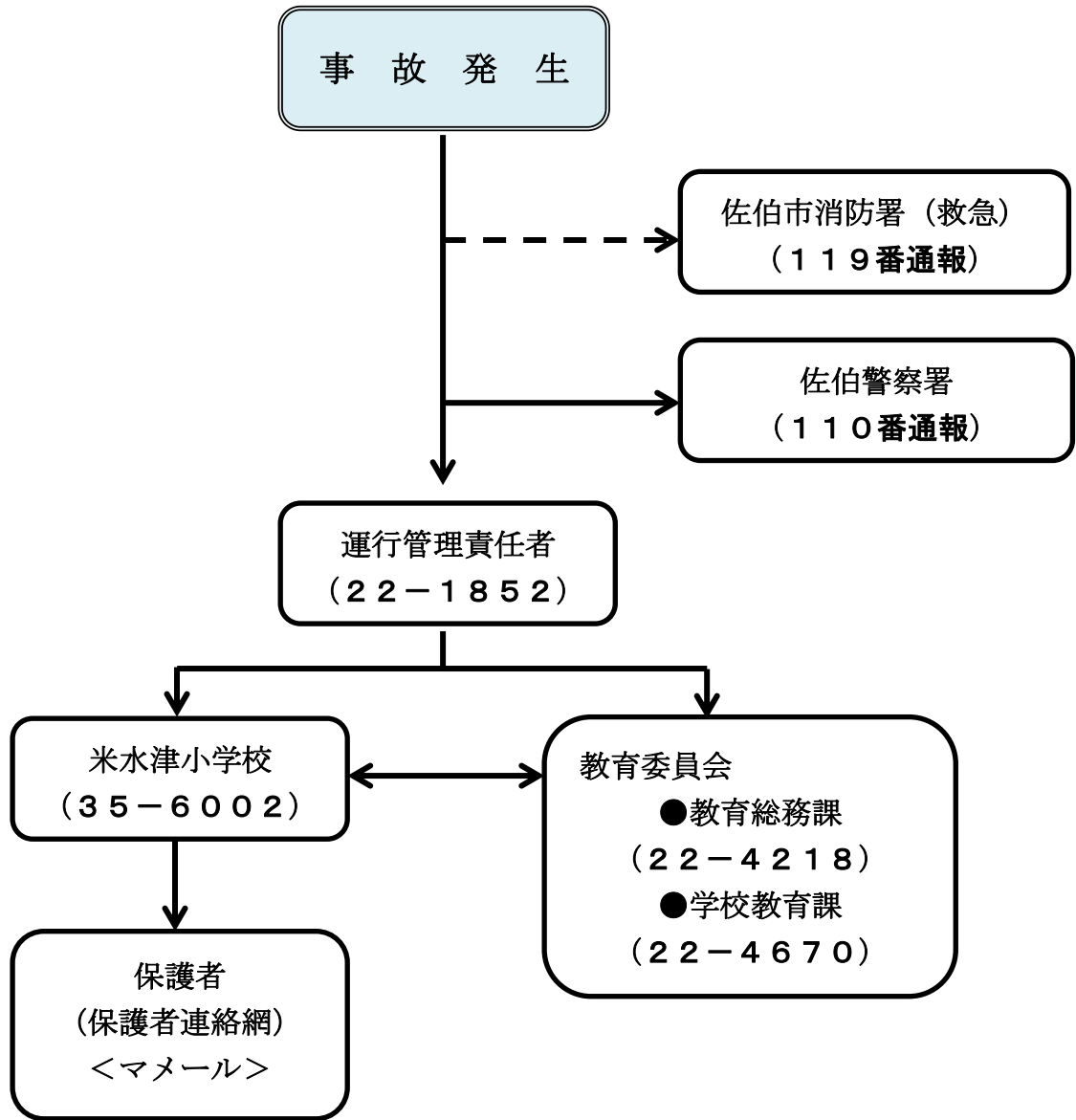
5 離れる

やむを得ず車両を放置する場合は運行管理責任者に報告の上、次の措置をとる。

- ① サイドブレーキを掛け、エンジンを切り、キーは付けたままにする。
- ② 車内に火が入らないよう、窓・ドアは閉める。ドアはロックしない。
- ③ 貴重品は車内に残さない。携帯電話等は持ち出す。
- ④ 児童の避難誘導・負傷者の手当て等に当たる。

《連絡フロー図》

以下の電話番号又はIP無線（車両、学校、教育委員会、及び大分バス（株）の間）を使用する。



10 学校災害対策本部の編成

(1) 学校対策本部編成表（災害対策本部と防災組織）

地震や津波の規模や被害状況を踏まえ、『米水津小学校学校防災対策本部』を設置し、迅速かつ組織的に災害対応にあたる。

※校長不在の場合の本部長代行 ①教頭 ②教務主任 ③生徒指導主事

分担	担当者名	役割	準備物
対策本部 (本部設置場所) <火災の場合> ①グラウンド <地震の場合> ①校長室 ②体育館フロアー <津波の場合> ①校長室 ②普門庵観音堂	<本部長> 校長 <副本部長> 教頭 <班長> 教務主任(保健主事) 生徒指導主事 臨時養護教諭 児童会担当	<ul style="list-style-type: none"> 各班との連絡調整 非常持ち出し品の搬出 校内の被災状況把握 校内放送等による連絡や指示 緊急対策の決定 市教委、市町村、PTA等との連絡調整、報告 消防署等への通報、報道機関等との連絡、対応・情報収集 記録日誌・報告書の作成 学校再開に向けての協議・タイムテーブル 	緊急マニュアル 学校敷地図 ラジオ ハンドマイク メガホン 懐中電灯 携帯電話 マスターキー トランシーバー 出席簿・児童名簿 非常持ち出し一式 研究活動の日誌

	分担(班)	担当者名
一次緊急対応	安否確認・避難誘導班	<班長> 教務主任(保健主事) <班員> 特別支援教育支援員
	安全点検・消火班	<班長> 児童会担当 <班員> 4・5年担任
	救急医療・救護班	<班長> 養護教諭
	保護者連絡班(搬出班)	<班長> 生徒指導主事 <班員> 1年担任 学校主事
二次緊急対応	応急復旧班	<班長> 児童会担当 <班員> 高学年担任
	避難所連絡班	<班長> 教務主任(保健主事) <班員> 養護教諭 低学年担任

○本部長の指示のもと、連絡体制を密にして迅速に業務にあたる。

○災害の状況に応じて、他班の支援体制を考える。(一次緊急対応を優先させる)

(2) 各班の業務内容

	班名	業務内容	必要物品
一次 緊急 対応	安否確認 ・避難誘導班	① 揺れが収まった直後の安否確認 ② 負傷状況の把握と本部への報告 ③ 安全な避難経路を確認しての避難誘導 ④ 行方不明の児童・教職員を本部に報告	ハンドマイク メガホン トランシーバー 懐中電灯 学級名簿 行方不明者の記入用紙
	安全点検 ・消火班	① 火災が発生した場合の初期消火・安全点検 ② 校舎その他の施設の被害調査と本部への報告 ③ 初期消火のない場合は、避難誘導など	消火器 ヘルメット ラジオ 道具セット 手袋 安全点検表 被害調査票
	救急医療 ・救護班	① 緊急医薬品・担架・AEDの持ち出し ② 負傷者の応急手当 ③ 救護所の設営（保健室以外も想定する） ④ 医療機関への搬送・連絡と本部への報告 ⑤ 負傷者や危険箇所の確認及び通報 ⑥ 負傷者の救出・救命 ⑦ 「心のケア」の実施 ⑧ 負傷や応急手当の記録	医薬品 応急手当備品 担架 トランシーバー 毛布 水 AED シート 健康カード マスク バール スコップ
	保護者連絡班 (搬出班)	① 保護者への連絡手段の検討 ② 保護者への連絡、連絡網での対応 ③ 引き渡し対応（場所の選定・方法の決定） ④ 児童の引き渡し作業（カード利用） ⑤ 引き渡しの際の身元確認 ⑥ 重要書類	引き渡しカード 児童名簿 連絡網 集合場所配置図
二次 緊急 対応	応急復旧班	① 被害状況の把握 ② 応急復旧に必要な機材の調達、管理 ③ ライフライン被害状況の把握と本部への報告 ④ 危険箇所の応急処置 ⑤ 「立入禁止」「使用禁止」等の標示	各種標示 トラロープ ヘルメット 各種工具 校内配置図 被害調査票
	避難所連絡班	① 市災害対策本部との連携 ② 避難所への支援（物品など） ③ 児童が避難所にいる場合は安否確認	放送機材 カラーコーン 各種標示 腕章 児童名簿 ロープ ラジオ

1.1 災害発生時における被害報告及び緊急連絡先

(1) 市教委への報告

○報告は、被害状況を速やかに市教委担当課へ電話連絡するとともに、あらかじめ定められた様式をメールかFAXで提出する。

○電話、FAXが利用できない場合は、緊急電話またはメール等で報告する。

報告内容	担当課	所属電話番号
○児童の人身被害 ○臨時休業等措置状況	学校教育課 学校指導係	電話 22-4670
○教職員の人身被害	教育総務課 総務企画係	電話 22-4070 FAX 24-0231
○施設に関する被害	教育総務課 学校施設管理係	電話 22-4070 FAX 24-0231
○応急救護 ○保健衛生対策	学校教育課 学事係	電話 22-4064 電話 22-3154
○学校給食物資	体育保健課 学校給食係	電話 22-4062 FAX 22-3912
○教科書等の被害	学校教育課 学事係	電話 22-4064 電話 22-3154
○生徒の対応（心のケア等）	教育支援センター 「グリーンプラザ」	電話 22-5131

(2) 緊急連絡先

	機関の名称	電話番号	F A X 番号
消防	佐伯市消防本部 東部分署 【救急 119】	22-3301 33-0294	
警察	佐伯警察署 米水津駐在所 【救急 110】	22-2131 35-6001	
佐伯市	佐伯市防災危機管理課 防災推進係	22-3111 22-4567	22-3124
	米水津振興局地域振興課	35-6111	35-6972
	佐伯市教育委員会 学校教育課 学校指導係 学事係	22-4670 22-3154	24-0231
	教育総務課 学校施設管理係 総務企画係	22-4218 22-4070	
大分県	県防災危機管理課	097-506-3152	097-533-0930
	大分県教育委員会 体育保健課	097-506-5636	097-506-1812
	佐伯教育事務所	22-3011	23-0758
	南部保健所	22-0562	
医療関係	米水津診療所 南海医療センター 西田病院 長門記念病院 塩月内科小児科医院 曾根病院 佐伯中央病院	35-6820 22-0547 22-0180 24-3000 20-0070 23-8877 22-8846	
避難場所	総合運動公園体育館	25-1335	
交通	大分バス（駅前営業所）	22-1852	22-1863
警備	富士総合火災（火災受信機） セコム（佐伯事務所）	097-558-9200 22-8391	
通信	佐伯市ヘルプデスク 大分県ヘルプデスク NTT西日本	20-3838 097-506-5466 局番なし 113	
光熱	九州電力佐伯営業所 （有）米水津水道 プロパン（JA米水津支店）	（0120）986-506 36-7107 35-6211	
その他	学校給食センター	20-4313	

1 2 児童の保護者への引き渡し

(1) 引き渡し基準

災害	規模	対応
地震 (学校を含む地域の震度が基準)	震度4以上	○原則、下校させる (ただし、交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になる場合が予測される場合、事前に保護者からの届けがある児童については、学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ)
	震度5弱以上	○保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校に待機させる
津波	津波警報 大津波警報	○解除されるまで下校させない
その他 (二次災害)	建物倒壊、土砂災害等による通学路の危険	○引き渡し、下校が困難な場合は、校長判断により児童を学校に待機させる。

(2) 引き渡し手順

①引き渡しの原則	
震度4以下	原則、下校させる。ただし、事前に保護者からの届けがある児童については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校で待機させる(保護する)
②引き渡し手順	
○引き渡しの場所の決定	
○引き渡しカードの準備・児童を待機場所へ(学級担任)	
○保護者対応	・保護者誘導 ・引き渡し説明
○引き渡し	・カードの照合 ・引き渡し(連絡先の確認、名簿へのチェック) ・今後の連絡等
○引き渡し児童の集約と市教委への報告	
○残った児童の保護	

(3) 保護者への引き渡し方法

① 引き渡し場所

災害の規模や被害によって判断する。(バスの運行状況も含める)

- 米水津小学校
- 普門庵観音堂
- 避難路山中
- 秋葉山

原則として、警報が解除され、安全確認ができた後、徒歩通学生は一斉下校。バス通学生は留め置いて、家庭に連絡をする。

② 引き渡し方法

ア 保護者との連絡

- ・ 児童の安全確認後、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとる。
- ・ 市教委に引き渡しの実施について連絡をする。

イ 引き渡し

- ・ 原則として、直接保護者に引き渡す。
- ・ 引き渡す場合には、「引き渡しカード」に所定事項を記入し、教職員が確認。
- ・ 引き渡しができない場合は、児童を安全な場所で留め置く。

ウ 留意事項

- ・ 保護者と連絡が取れない場合に預かってもらえる方を指定してもらう。
- ・ 保護者に急がせることのないよう(安全に留意し)、児童を安全な場所で留め置いていることを保護者に知らせる。
- ・ 学校で留め置いている児童に不安を与えないように配慮する。

③ 引取者がいない場合

- 児童が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。
- 必ず教職員が一人はその場に付き、児童に安心感を与える。

1 3 学校教育再開に向けての対応

(1) 授業再開の方策

- ① 児童の安否確認を行う。
- ② 教職員の状況把握と市教委に授業再開に必要な応援要請を行う。
- ③ 施設・設備の損壊状況、電気・ガス・水道の復旧状況など学校施設・設備の安全確認を行う。
- ④ 避難場所から学校までの安全確認を行う。
- ⑤ 臨時校舎方式・近隣との合併方式・近隣校への分散方式・臨時通学区域方式などが考えられる。被災状況により、近隣校及び市教委との協議によって決定する。
(例：木立小学校・上堅田小学校・下堅田小学校・松浦小学校 等)
- ⑥ 昼間二部授業、時差通学、短縮授業、家庭学習等の方策を検討し、授業の実施方法を決定する。
- ⑦ 授業再開の決定を地域諸機関・PTA組織等に、マメール・ホームページにより周知するほか、報道機関を活用して広報する。

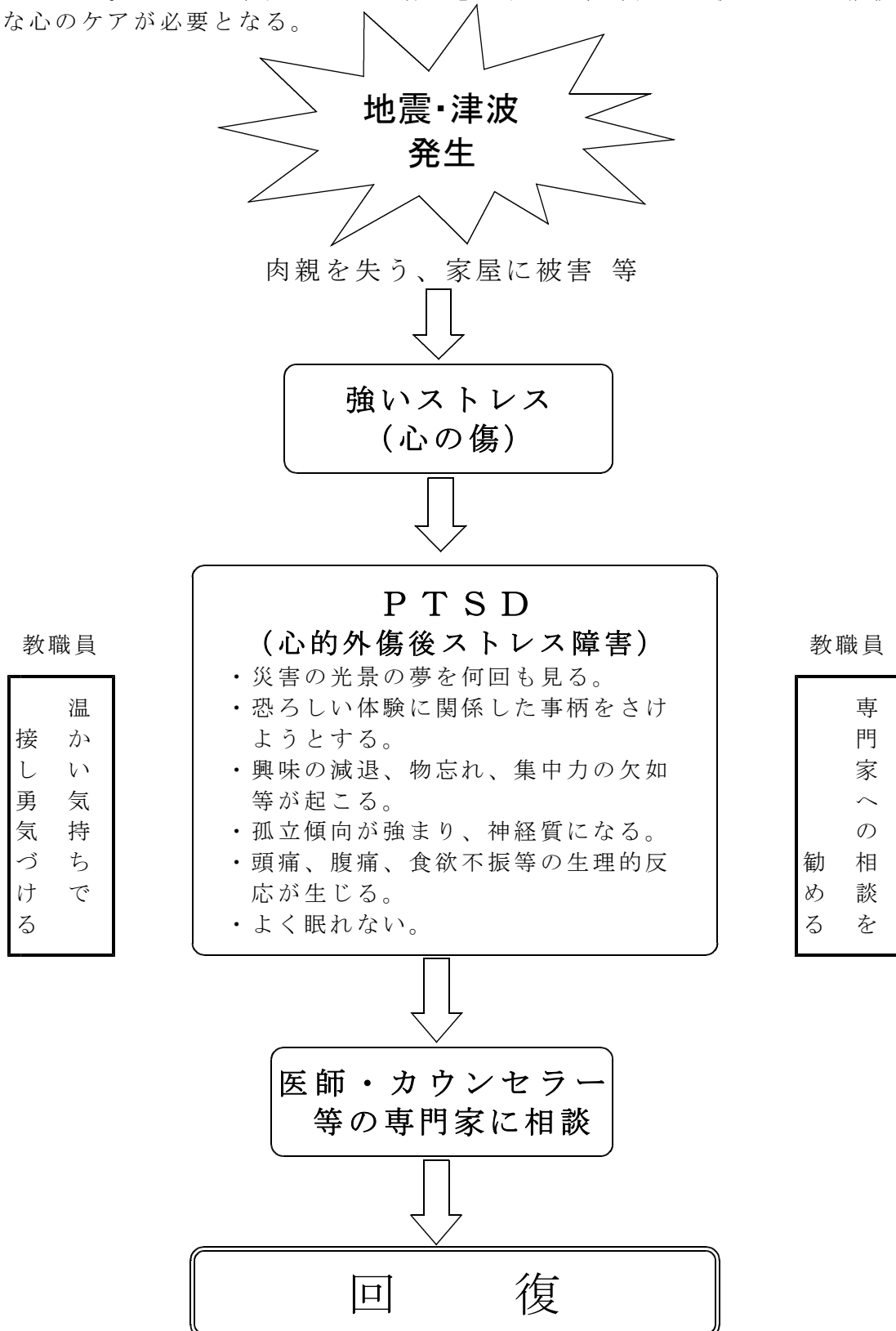
(2) 学校運営上の配慮事項

- ① 登校する児童、登校できない児童の把握と安否確認できない児童の継続調査を行う。
- ② 登校する児童の教科書・教材等学用品、通学用品等の所有状況の把握と不足品の調達・支給を行う。
ア 災害救助法適用の場合
原則として教科書は1ヶ月以内、通学用品は15日以内に県から支給
イ 災害救助法適用に至らない場合
原則として教科書は1ヶ月以内、通学用品は15日以内に市から支給
- ③ 家屋の倒壊等により転校する児童の転校事務の簡素化を市教委を通じて県災害対策本部へ要請する。
- ④ 校長は、教育活動再開にあたって、市教委と協議するとともに、必要事項を速やかに報告し、決定次第、児童及び保護者に周知徹底する。

1 4 心のケアについて

(1) 心のケアに向けての対応

大地震や事故等で、肉親を失ったり、家屋に被害を受けたりすると、児童によっては表面的には普通と変わりなく見えるが、心の奥深い所には、心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていく上で心に様々な影響を及ぼすことがある。そのため、児童の心の傷を癒やすには、専門的な視点からの継続的、長期的な心のケアが必要となる。



(2) 心の状態に応じたケアの対応

	症 状	対 応
急性反応期 災害から2～3日	<ul style="list-style-type: none"> 不安と恐怖を強く訴え、抑うつ、不安感、絶望感、引きこもり等、著しく重い症状が現れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童の安全を確保できる場所や状況の確保 外傷等の手当 食料品の確保
身体反応期 災害から1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> 頭痛、腹痛、吐き気等の身体的症状が現れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体検査等の実施による必要な処置 児童の悩みや願いを共感的に受け止める。 元の状態に必ず戻るということを伝え、安心させる。
精神症状期 災害から1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> 集中力がなくなる。うつ状態、あるいは躁うつ両面が交互に現れるなどの精神的症状が現れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童の悩みや願いを共感的に受け止める。 元の状態に必ず戻るということを伝え、安心させる。
心的外傷後ストレス障害（PTSD） 災害から1ヶ月以後	<ul style="list-style-type: none"> 災害の光景の夢を何回も見ると。 恐ろしい体験に関係した事柄をさげよとする。 興味の減退、物忘れ、集中力の欠如等が起こる。 孤立傾向が強まり、神経質になる。 頭痛、腹痛、食欲不振等の生理的反応が生じる。 よく眠れないなどの症状が現れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 早期に、精神科医等の専門家の受診を勧める。 児童の悩みや願いを共感的に受け止める。 元の状態に必ず戻るということを伝え、安心させる。 友人と遊んだり、話したりする機会をつくる。
遅発性PTSD 災害から数ヶ月後	<ul style="list-style-type: none"> 数ヶ月後にPTSDの症状が現れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等と連携して、日頃から児童を観察し、症状が現れた時は話を聴くなど、安心させる。 精神科医等の専門家の受診を勧める。
アニバーサリー反応	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した日が近づくと、不安定になるなど、種々の反応が現れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等との連携により、児童の不安を少なくする。

< 高知県防災マニュアルより >